

平成 21年 2月20日

各 位

住 所 横 浜 市 中 区 翁 町 一 丁 目 4 番 1 号
会 社 名 株 式 会 社 ア ル テ サ ロ ン ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 原 直 樹
(コ ー ド 番 号 : 2406)
問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 小 田 俊 也
TEL 045-663-6123 (代 表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月20日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」についての議案を平成20年3月25日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。

なお、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「決済合理化法」という)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、決済合理化法附則第6条第1項に定める「みなし定款変更」に基づいて当社定款第7条は削除されたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年3月25日(水) (予定)

定款変更の効力発生日 平成21年3月25日(水) (予定)

以 上

(別紙)

(下線_____は、変更部分です。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行) 第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他株式又は新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第9条 <u>当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日) 第10条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第11条～第42条 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程) 第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等</u>については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第9条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第10条～第41条 (現行どおり)</p>

(別紙)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>